



栃木県公報

令和元(2019)年
11月29日(金)
号 外
第 38 号

目 次

規 則

○建築士法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第十五号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十一月二十九日

栃木県知事 福田 富一

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年栃木県規則第百三十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第四条 法第四条第二項又は第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請前六月以内に脱帽して上半身を正面から無背景で撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付した第一号書式による免許申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>その他参考となる事項を記載した書類</p> <p>を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第七条 二級建築士及び木造建築士は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、<u>第三号書式による登録事項変更届に、本籍の記載のある住民票の写し</u>その他参考となる事項を記載した書類を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(死亡の届出等及び免許証等の返納)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第四条 法第四条第二項又は第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請前六月以内に脱帽して上半身を正面から無背景で撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付した第一号書式による免許申請書に、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第七条 二級建築士及び木造建築士は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、<u>第三号書式による登録事項変更届に、戸籍謄本又は戸籍抄本</u>を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(死亡の届出等及び免許証等の返納)</p>

第九條 略

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる書類

イ 法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、免許証又は免許証明書

ロ 法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合にあつては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

二 その他知事が必要と認める書類

3 略

4 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内に、第七号書式による失踪宣告届に、免許証又は免許証明書その他知事が必要と認める書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が法第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第二号)に掲げる場合に該当する場合に限る。若しくは第二項又は第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士(法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、取消の通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(免許の取消し等の処分のお知らせ)

第十三条の十 知事は、都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を都道府県指定登録機関に通知する。

一 三 略

第九條 略

2 前項の届出書には、免許証又は免許証明書(法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

3 略

4 二級建築士又は木造建築士が失そ(う)の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による失そ(う)の届出義務者は、失そ(う)の宣告の日から三十日以内に、第七号書式による失そ(う)宣告届に、免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを知事に提出しなければならない。

5 二級建築士及び木造建築士が法第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号)に掲げる場合に該当する場合に限る。又は第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、

、取消の通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(免許の取消し等の処分のお知らせ)

第十三条の十 知事は、都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を都道府県指定登録機関に通知する。

一 三 略

第一号書式中「戸籍謄(抄)本及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、

1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 いる いない

2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない

あるときはその罪及び刑

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなつた日

年 月 日

3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ない

あるときはその罪及び刑 -----

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日

4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない

あるときは、その日 年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない

業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

あ

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない

あるときはその罪及び刑 -----

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日

2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ない

あるときはその罪及び刑 -----

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日

3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない

あるときは、その日 年 月 日

4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない

業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい いいえ

い

改める。

栃川中軸招母「戸籍謄(抄)本」を「本籍の記載のある住民票の写し」と改める。

栃川中軸招母「二級建築士 失そう宣告届」を「二級建築士 失踪宣告届」と、「失そうの」を「失踪の」と、「免許証(免許証明書)及び戸籍謄(抄)本」を「、関係書類」と改める。

陸 司

1 上の取扱いを、令和元年11月1日以前から施行する。

2 上の取扱いの施行の際既に右する改正前の建築士法施行規則の規定により記載した離用紙は、その分の取扱いの施行をして取り替える必要はない。

(建設部)